

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第59号 専決処分の承認について

日程第3 議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の  
制定について

議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支  
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条

例の制定について

議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第5 議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（栗田利朗君） これより、平成26年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 広瀬文典君、11番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第 1 諸般の報告

---

○議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情等 4 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 2 議第59号 専決処分の承認について

---

○議長（栗田利朗君） 日程第 2、議第59号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第59号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

去る11月21日に衆議院が解散されたことに伴い、平成26年12月14日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成26年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）を平成26年11月21日に専決処分いたしました。このため、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りま

すようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、ただいま上程されました議第59号 専決処分の承認について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

提案理由にもございましたように、来る12月14日に衆議院議員の総選挙が実施されるわけですが、昨日公示され、本日から期日前投票が行われておるところでございます。係ります衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行経費につきまして、去る11月21日付をもちまして専決処分させていただきましたので、ここに御報告し、承認を求めるものがございます。

それでは、専決いたしました平成26年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

専決処分書をめくっていただきまして、表紙から3枚目をごらんいただきたいと思います、第1条でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,023万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,939万8,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページにございますとおり第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

細部にわたりましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出からでございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費でございます。節1報酬でございますが、今回の選挙に関しまして、選挙管理委員会を5回開催する予定をしておるところでございます。その選挙管理委員の方々の報酬、それから期日前投票所、本日から行っておりますけれども、その投票管理者、それから投票立会人並びに、選挙当日でございますが、それぞれ各地区11投票所の投票管理者及び投票立会人、また選挙当日の開票管理者、また開票立会人それぞれの報酬をお願いいたしたところございまして、合わせまして111万2,000円の補正でございます。それぞれの単価につきましては、国の執行経費基準、そしてまた垂井町の費用弁償及び実費弁償に関します条例に基づく単価でございますので、よろしくお願いをいたします。次に、節3の職員手当等でございますが406万円、こちらにつきましては、投票事務並びに開票事務に従事いたします職員の時間外勤務手当でございます。次に、節8報償費でございますが、合計で24万7,000円の補正をお願いいたしました。

まず、ポスター掲示場の設置報償でございます。民地をお借りして設置をいたす箇所もございまして、そちらの民地の方へのお礼として2万1,000円、それから投票立会人のお礼でございます。粗品でございますが3万6,000円。また、選挙公報の配布報償では、各自治会長さん

にお願いする予定をいたしておりますが、9,500世帯分の20円の単価で積算をさせていただいております。19万円でございます。合わせまして、合計で24万7,000円でございます。次に、節11の需用費でございますが、消耗品費につきましては、選挙事務用品に40万円、それから燃料費、選挙の公用車用のガソリンでございます。そしてまた、投開票時の暖房用の灯油等3万円を予定させていただきました。それから、3番目の食糧費でございますが、期日前投票所の投票管理者、あるいは立会人等のお弁当でございますが36万円、それから印刷製本費につきましては、入場券あるいは小選挙区氏名掲示用の印刷物など、合わせまして27万4,000円を予定させていただいたところでございます。それと、光熱水費につきましては電気料金でございますが、3万円を予定いたしました。最後になります、6の修繕料でございますが、開票のときに使います計数機でございますが、そちらの修繕料として5万円を予定いたしましたところでございます。需用費合計で114万4,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節12の役務費でございますが、まず初めに通信運搬費でございますが、投票所の入場券の郵送料が主でございます。53万7,000円。次に手数料関係でございますが、投票用紙計数機等の点検手数料につきましては10万2,000円、それから投票用紙分類機の設定立ち会い等手数料に34万6,000円でございますが、これにつきましては、それぞれ仕分けはこの分類機で行っておりまして、非常に開票時間の短縮にもつながっておるところでございます。それから、3つ目の白布等のクリーニング手数料に5万円、次に啓発用の自動車の看板修正手数料でございますが、看板の修正手数料として2万円、それから東第2の投票区、不破中学校の多目的教室でございますが、場所的には変わりませんけれども、少し場所がわかりにくいといったことから、係ります案内看板の修正として7万円を予定させていただきました。それから最後になります、啓発用のテープの作成手数料として2万円。以上、役務費の合計といたしまして114万5,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節13の委託料でございますが、ポスター掲示場の設置、あるいは撤去費用に90万円、それから開票所の仮設照明の設置撤去委託料でございますが、開票所は中央公民館の3階の町民ホールを予定いたしておりますが、水銀灯はついておりますけれども、若干手元が暗いといったことから、毎回の選挙のたびにございますけれども、新たに電灯設置の委託をしていくものでございます。9万6,000円でございます。それから、期日前投票所の派遣職員の委託料でございますが、55万4,000円を予定いたしております。また、選挙公報の仕分けの作業委託料でございますが、自治会別に仕分けする作業の委託費用といたしまして5万5,000円、委託料の合計といたしまして160万5,000円の補正をお願いいたしました。

次に7ページに入りますが、節14の使用料及び賃借料でございます。電子計算機等の使用料でございますが、選挙管理システムを利用しておることから、これらを使用するというので、その一部の使用費用を今回の選挙経費でカバーをするものでございまして、20万4,000円を予定いたしました。

それから、節18の備品購入費でございますが、71万3,000円。古い機器等、あるいは万が一

故障した場合のことを考えまして、交付機の購入を予定しておるところでございます。

なお、以上の財源等々につきましては、6ページの財源内訳にもございますとおり、全額県支出金を予定いたしておるところでございます。

次に、歳入に移りますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

款14県支出金、項3の委託金、目1総務費委託金、節4の選挙費委託金でございます。衆議院議員選挙の委託金として、国から県を経由してくる委託金でございますが、先ほども説明させていただきましたが、歳出予算全てこの委託金で賄うところございまして、1,023万円でございます。

なお、今回の補正に係る給与費明細書を8ページと9ページに掲載しておるところでございますので、そちらもお目通しをいただければと思います。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第3 議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

- 議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（栗田利朗君） 日程第3、議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてから議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてまで、議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第60号から議第62号及び議第66号から議第74号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法において介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきましては、第3次一括法において介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援等に関する基準について条例で定めることとされたため、制定するものであります。

議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、総合特別区域法第23条第1項の規定に基づき、認定を受けた国際戦略総合特別区域計画について、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地面積率等の割合を定めるため、条例を制定するものであります。

続きまして、議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、出産育児一時金等の見直しに伴う健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第3次一括法において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅4戸の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,680万7,000円を追加し、予算総額を85億4,620万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、給与改定等に伴います人件費の増額措置をいたしますほか、総務費では、総務管理費におきまして、公衆街路灯に係ります需用費と社会保障・税番号制度中間サーバー整備に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴います財源構成の措置をいたしました。

選挙費におきましては、農業委員会選挙及び土地改良区総代選挙の無投票に伴います報酬、職員手当等、需用費、役務費、委託料の減額措置をいたしました。

民生費におきましては、社会福祉費におきまして、日常生活用具給付事業と補装具交付等事業に係ります扶助費の増額措置をいたしました。

児童福祉費におきましては、臨時職員に係ります共済費と賃金と、私立保育所運営費に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしますとともに、留守家庭児童教室に係ります需用費、委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

衛生費では、臨時職員に係ります共済費、賃金の減額措置をいたしました。

農林水産業費では、農地台帳システム改修、データ更新業務に係ります委託料と、有害鳥獣実績処理業務等に係ります需用費、委託料、備品購入費の増額措置をいたしました。

消防費では、自主防災組織防災資機材購入費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、合原小学校校舎増築工事設計業務に係ります委託料の増額措置をいたしました。

社会教育費におきましては、文化財保存修理事業補助に係ります負担金、補助及び交付金と、文化会館楽屋空調機設置工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。



保健体育費におきましては、スポーツ行事参加者傷害賠償金に係ります補償、補填及び賠償金と、学校給食センターに係ります需用費の増額措置をいたしました。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧工事に係る工事請負費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入により、収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ2,694万7,000円を追加し、予算総額を31億9,694万7,000円とするものです。

補正いたしますものは、後期高齢者支援金等と前期高齢者納付金等におきまして、負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。さらに、諸支出金におきましては、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしております。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ67万3,000円を追加し、予算総額を11億7,267万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、給与改定等に伴います給料、職員手当等、共済費の増額措置をいたしました。さらに、下水管渠設計に係ります委託料の増額措置をいたしますとともに、下水道整備工事に係る工事請負費の減額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ6万6,000円を追加し、予算総額を1,056万6,000円とするものであります。

補正いたしますものは、給与改定に伴います給料、職員手当等、共済費の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管の議第60号、61号、66号、そして68号の4件について補足説明をさせていただきます。

初めに、介護に関連します議第60号、61号と68号でございますが、こちらの3本の条例につきましては、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革と推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法でございますが、その中で介護保険法の一部が改正されました。従来、国が定めておりました基準につきましては、

市町村の条例で定める必要が生じてまいりましたので、国が定める基準を踏まえて、当町におきましても今回2本の条例を制定し、1本の条例改正をお願いするものでございます。

それでは初めに、議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてでございますが、こちらは、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準ということで、地域包括支援センターの職員に係る基準と当該職員の員数などについて定めるものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

本条例は、本則3条と附則で構成されておりまして、第1条では趣旨について規定しております。

第2条では、職員に係る基準及び当該職員の員数を規定するもので、地域包括支援センターには、原則として、保健師、その他これに準ずる者、社会福祉士、その他これに準ずる者、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者の3職種について常勤の職員として置くことと定めております。

第3条は、その他の事項に係る基準を定めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

本条例は、基本的に国の基準に従って、またはこれを参酌して条例で基準を定めることとされておりますが、今回、当条例におきましては、基本的に国の基準に従うこととし、独自の基準はございません。

以上が、議第60号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてでございます。

続きまして、議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてでございますが、こちらは指定介護予防支援事業所、これは要支援1・2の認定を受けている方に対して、介護予防ケアマネジメントを行う事業所のことでございますが、その事業所における従業員、運営、支援の方法に関する基準について定めるものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

本条例は、本則第33条と附則で構成されておりまして、5つの章立てとなっております。

初めに、第1章は総則でございますが、第1条と第2条で趣旨と基本方針についてそれぞれ定めております。

次に、第2章は、人員に関する基準を規定するもので、第3条で従業員の員数を定め、保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を1人以上置くこととしております。

第4条では管理者について定め、事業所ごとに常勤の管理者を置くこととしております。

次に、第3章は運営に関する基準を規定するもので、第5条では内容及び手続の説明及び同意について、第6条では提供拒否の禁止について定め、利用申し込みに対して、正当な理由な

く支援の提供を拒むことを禁止しております。

第9条では、要支援認定の申請に係る援助について、第13条では指定介護予防支援の業務の委託について定め、業務を委託する場合の遵守事項を定めております。第17条では管理者の責務について、第18条では運営規定について、第19条では勤務体制の確保について、第23条では秘密保持について定め、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならないとしております。

第27条では事故発生時の対応について定め、利用者に対する支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに町や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしております。

次に、第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定するもので、第30条で指定介護予防支援の基本的取り扱い方針について、第31条で指定介護予防支援の具体的取り扱い方針を定め、介護予防サービス計画の作成に関する業務についてや支援の提供について、また介護サービス計画の作成についてなど、26項目について支援の具体的取り扱い方針を定めております。第32条では介護予防支援の提供に当たっての留意点を定め、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、8項目について留意点を定めております。

次に、第5章では、基準該当介護予防支援に関する基準を規定するもので、第33条では準用について定めております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

本条例は、基本的に国の基準に従って、またはこれを参酌して、条例で基準を定めることとされておりますが、今回、当条例におきましては、基本的に国の基準に従うこととしておりますが、第29条の記録の整理において、第2項中、支援の提供に関する記録の保存期間につきましては、国の基準が2年であるところ、当条例におきましては、保存期間を5年間といたしております。これは、介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年でございますので、書類保管期間を対応させるため、独自の基準といたしました。

以上が、議第61号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてでございます。

続きまして、議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、こちらは、指定介護予防支援事業者などの指定に関しまして、申請者の法人格の有無に関する基準を定めるものでございます。

この基準は、介護関連の類似事業であります指定地域密着型サービス事業者について、既に同様の指定基準が定めてございますので、今回、当条例に指定介護予防支援事業者などについて加えることと、あわせて指定事業に暴力団が参入するのを排除するための措置について定めるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきますが、お配りしてございます条例の一部を改正する新旧対照表にて説明をさせていただきます。

初めに、16ページの第1条の趣旨でございますが、本条例で規定する指定基準の対象となる事業所の申請者等を定めるもので、該当する介護保険法の条項及び事業所の申請者等を具体的に加え、改めるものでございます。

第2条は、指定する基準の対象となる施設の名称を具体的にするため、見出しを「指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員」に改めるものです。

第3条は、「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者」に改め、申請者の資格を法人と定め、あわせて暴力団の参入を排除するための文言に改めるものです。

第4条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の基準について、第5条は、指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者の基準についてそれぞれ加えるもので、申請者の資格を法人と定め、暴力団の参入を排除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

今回改めます内容は、基本的に国の基準に従って、またはこれを参酌して、条例で基準定めることとされておりますが、今回当条例では、申請者の法人格の有無に関する基準については、国の基準に従うものでございますが、指定事業へ暴力団が参入するのを排除するための措置については独自の基準でございます。

以上が議第68号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

以上が介護に関連します議第61号、62号、68号の補足説明でございます。

続きまして、議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

まずもって、当条例でございますが、垂井町障害児通園施設とは綾戸のいずみの園のことでございまして、いずみの園に係ります設置及び管理に関する条例でございます。

改正の理由は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当条例において引用しております条項にずれが生じたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について説明をさせていただきますが、お配りしてございます条例の一部を改正する新旧対照表にて説明をさせていただきます。

新旧対照表の15ページの上段、第1条の設置でございますが、下線部分のところですけども、児童福祉法の条項につきまして、「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改めるものでございます。

改正部分は、以上の1点でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行させていただくものでございます。

以上が議第66号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明でございます。

以上、健康福祉課所管に係ります条例、議第60号、61号、66号、そして68号の4件について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、議第62号 垂井町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、御説明をさせていただきます。

本条例は、国際戦略総合特別区域として指定されたアジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区について、本町に所在します企業も航空宇宙産業に関連する企業として指定を受けているため、特区指定における支援措置として、工場立地法で定められた緑地面積の敷地面積に対する割合などを条例で緩和し、企業が立地、あるいは設備投資しやすい環境を整備するために制定するものでございます。

第1条でございます。趣旨を規定したものでございますが、総合特別区域法に基づき、工場立地法により公表された準則にかえて適用すべきものを本条例で定める旨を規定したものでございます。

第2条でございますが、用語の定義を規定したものでございます。緑地環境施設等の用語の内容は、工場立地法の取り扱いと同じとする旨を規定したものでございます。

第3条でございます。区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を緩和する規定でございます。緑地面積の敷地面積に対する割合を、工場立地法に定める「100分の20以上」から「100分の5以上」に、環境施設の敷地面積に対する割合を、工場立地法に定める「100分の25以上」から「100分の10以上」に、重複緑地及び建物屋上等緑化施設の緑地面積への算入割合を、工場立地法で定める「100分の25以内」から「全て参入可能」に規制緩和をする旨を規定した内容でございます。

附則でございますが、本条例は平成27年1月1日から施行する旨を規定したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課所管であります議第67号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

健康保険施行令等の一部改正する政令が平成26年11月19日に公布されております。これを受けて、厚生労働省保険局国民健康保険課から事務連絡にて通知がなされております。これにより、垂井町国民健康保険条例の関連する規定を整備するものでございます。

内容は、産科医療補償制度の見直しに伴う平成27年1月1日以降の出産育児一時金について、

制度の対象外分娩の場合は39万円から40万4,000円に改定し、対象分娩の場合は42万円を維持する。また、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定は見直しされないとしております。ただし、保険者の定める金額を3万円から1万6,000円に引き下げ、1万6,000円を基準とするとしております。

この3万円という金額は、産科医療補償制度の掛金でありまして、平成21年1月から制度が創設されております。出産に係る事故により脳性麻痺にかかった場合の補償金の支払いに要する保険契約で、分娩費に含まれて請求され、分娩機関がこの掛金を運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構を通じて損害保険会社へ支払うといった流れになっております。また、出産の際には、出産育児一時金39万円と掛金相当額3万円を加算した42万円を支給しております。

それでは、条文に入らせていただきますが、新旧対照表の15ページもごらんいただきますようお願いをいたします。

垂井町国民健康保険条例第6条第1項には、出産育児一時金の支給額が規定されておりますが、「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

次に、第9条中、「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものでございます。これは、国民健康保険法の一部改正によりまして、新規条項の追加に伴い、その後の条項が繰り下げられたことから所要の改正を行うものでございます。

次に附則でございますが、第1項では、施行期日を平成27年1月1日としております。また、第9条の改正規定は、国民健康保険法の一部改正の施行日に合わせて平成27年4月1日とするものでございます。また、第2項では、経過措置といたしまして、改正条例の施行日の前の出産については従前の例によるとしております。

以上が改正部分の補足説明でございます。

今回、産科医療補償制度のために分娩機関が支払う掛金が平成27年1月1日以降の分娩から、現在の3万円から1万6,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の加算の基準額も1万6,000円に見直す。また、出産費用の実勢価格が上昇傾向にあることから、出産育児一時金の本体を現在の39万円から40万4,000円に引き上げる。出産育児一時金の総額は、現行どおり42万円を維持されるため、財政への影響は生じないといった改正でございます。国保財政に波及することなく、引き続き国民健康保険制度の安定した運営を図ってまいりますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します議案、議第69号 垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は17ページでございます。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を4戸減ずるものでござい

ます。

駒引町営住宅の管理につきましては、かねてから用途廃止及び譲渡処分する方針で進めてまいっておるところでありまして、平成14年度を皮切りに、さきの9月議会における3戸も含め、これまで合計18戸を用途廃止いたしてまいりました。このたび、新たに3名の入居者から買い受け申し込みがあり、加えて入居者退去による空き家1戸と合わせまして、合計4戸を用途廃止し、3戸を譲渡処分するものでございます。

改正規定の第3条でございますが、設置についての規定でございます、第1項の表駒引町営住宅の項中「22戸」を「18戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町営住宅条例の一部改正について、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） それでは、ただいま上程されました議第70号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

あわせまして、配付されております新旧対照表の18ページ、19ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正点につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されまして、その一部の児童扶養手当と年金の併給調整の見直しが行われるに当たりまして、非常勤消防団員等に係ります損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われますので、これを踏まえまして、本条例を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきますが、垂井町消防団員等公務災害補償条例の附則でございます。附則の第5条に、他の法律による給付と調整の記載中がございますけれども、第7項第1号中に記載されております児童扶養手当法「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」の明記がなされております。これにつきましては、児童扶養手当法の支給要件の記載でございます。

第2号につきましては公的年金の支給を受けている者、第5号は父の公的年金給付が加算対象となっている者、第10号は母の公的年金給付が加算対象となっている者、また第3項第2号につきましては、国民年金に基づきまして、高齢者福祉年金以外の公的年金を受給している者、これらの受給につきましては対象外となっておりますが、今回の改正につきまして対象内となるものでございます。条項のずれというふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これによりまして、新たに「第13条の2第2項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますので、よろしく御

審議賜りますようお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、私のほうから、議第71号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、本年8月の人事院勧告に伴いまして給与改定を行うということから、後ほど条例改正もお願いいたしますけれども、人件費等につきまして、来年の3月までの所要額を見込む中で必要最低限の追加等をお願いいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,680万7,000円の追加をさせていただきますして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,620万5,000円といたすものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額につきましては、第1表に掲げてございます歳入歳出予算補正によるところでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それでは、議案の1ページでございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

歳出の8ページをお開きいただきたいと思っております。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費でございます。節3 職員手当等に49万9,000円をお願いいたすものでございます。

次に、款2の総務費、項1 総務管理費、目5の財産管理費でございますが、節11 需用費で87万2,000円、公衆用街路灯の電気代でございますが、本年5月以降、値上がりをしておりまして、不足いたします額について補正をお願いいたすものでございます。

次に、目7の電算管理費、節19 負担金、補助及び交付金、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金に98万1,000円をお願いいたしております。御案内のとおり、国民一人一人に番号を割り振るマイナンバーの利用が平成28年1月から予定されておるわけでございますが、制度導入に当たっては、国が中間サーバーの拠点、いわゆる中間サーバー・プラットフォームと言われるものでございますが、このたび、全国2カ所に用意することとなりまして、連携いたします対象の個人情報の副本を保存管理する中間サーバーを置くことが決定されたところでございます。

その場所におきまして、情報の連携を今後いたすわけでございますが、それぞれの市町村が持ちます副本の情報をこの中間サーバーに保存することで、もしもの障がい等の場合も、既存業務のシステムへの影響を遮断することができるなど、あわせてコストの面では、この中間サーバーの稼働によりまして、各市町村の情報連携がスムーズに対応できるなどの理由から、このたび国がいたしますプラットフォームの利用に係ります負担をお願いするところでござい



す。

なお、今回の補正額につきましては、財源内訳にございますとおり、係ります整備費の交付決定に伴いまして、財源の組み替えをお願いいたしました次第でございます。よろしくをお願いいたします。

次に、款2の総務費、項2の徴税費、目1税務総務費、節2給料、それから節3の職員手当等、節4の共済費につきましては、いずれも冒頭申しましたとおり、給与改定、あるいは人事異動によるものでございまして、合計で246万1,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

続きまして、款2、同じく総務費でございますが、項4選挙費、目10の農業委員選挙費から、ページをまたぎますが、10ページの目11土地改良区総代選挙費まででございますが、本年6月と7月執行予定の選挙がいずれも無投票となったことから、このたび額が確定いたしましたので、それぞれ合計で518万9,000円の減額の措置をとらせていただくものでございます。

続きまして11ページになりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目11障害者福祉費でございます。節20の扶助費に204万5,000円、こちらにつきましては、障がいをお持ちの方々の支援事業でございますが、1の日常生活用具給付事業に107万2,000円、2の補装具交付等事業関係に97万3,000円をそれぞれ不足する額についてお願いをしたところでございます。

次に12ページに入りますが、款3民生費、項2の児童福祉費、目2の児童福祉施設費、節4共済費、社会保険料151万円でございますが、週30時間以上勤務の臨時保育士の増員に伴いまして、その負担する額について増額をお願いするものでございます。

節7の賃金では、ことばの教室職員、あるいは臨時保育士の増加等合わせまして1,136万1,000円の追加を、次に節19負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所の運営費負担金でございます。ハチスチルドレンセンター運営費関係でございますが、特にゼロ歳児の入所児童の大幅増加に伴いまして1,999万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、特定財源内訳にございますとおり、国の負担分2分の1、720万8,000円、それから県の負担分4分の1でございますが、360万4,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、目7の留守家庭児童教室費関係では、東小学校の留守家庭児童教室関係の下水道切りかえ工事についてでございますが、下水道の供用開始の告示日が来年の4月であることから、本年度予定しておりました切りかえについては、それまでに終えることが不可能と判断をいたしまして、節11需用費では係ります下水道料金を、次に節13の委託料では浄化槽の最終清掃の委託料を、節15では工事請負費、節19の負担金、補助及び交付金は受益者負担金等に係りますそれぞれの合計で378万7,000円の減額をこのたびお願いいたすものでございます。

なお、まだ査定の時期に入っておりませんが、来年度に改めて予算措置をしたいといった意向でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

次に、款4の衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節2の給料、それから13ページに入りますが、節3の職員手当等、節4共済費につきましては、いずれも給与改定、あるいは

は人事異動によるものでございます。合わせまして207万3,000円の追加をお願いいたしました。

次に、目6の保健センター費でございますが、当初2名の臨時保健師を予定いたしておりましたが、1名は一月余りで、もう1名につきましては26年度に雇用の更新をしなかったことから、係ります節4共済費で74万7,000円、節7賃金で506万1,000円それぞれ減額をお願いしたところでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節13委託料でございますが、本年4月に農地法が改正されまして、農地台帳におけますところの項目がふえたこと等に伴いまして、そしてまたシステム改修やデータの更新に係ります業務委託料149万1,000円の追加をお願いするものでございます。後ほど歳入でも御説明をいたしますが、財源内訳にございますとおり、全額県支出金で賄われるところでございます。

次に、同じく目2の農業総務費、節2の給料、節3の職員手当等、それから節4の共済費につきましては、いずれも給与改定、あるいは人事異動に係るものでございまして、合わせまして40万3,000円の増額の補正をお願いいたしました。

続きまして、目3の農業振興費、節11の需用費の消耗品費では、捕獲隊が使用いたしますくくりわなほか、わな表示プレート等に29万3,000円を、それから節13委託料では、有害鳥獣の処理業務、あるいは個体数調整捕獲事業及び捕獲体制モデル事業の委託に、合わせまして65万4,000円の追加をお願いいたしましたところでございます。

次に14ページに移りますが、節18の備品購入費関係では、電気とめ刺し機2基のほか、監視カメラ等の購入に21万1,000円それぞれお願いをいたしております。いずれも有害鳥獣捕獲隊に、あるいは捕獲に必要な関連経費の増加、追加をお願いいたしておりまして、前のページの特定財源にございますとおり、72万6,000円の県支出金を予定いたしておるところでございます。

続きまして、款7の商工費、項1商工費、目1の商工総務費の80万円、それから次に款8の土木費、項1の土木管理費、目1の土木総務費の67万5,000円、そして同じく款8の土木費、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費の23万1,000円につきましては、いずれも備考に書いてございますとおり、給与改定、あるいは人事異動に伴いますもの、それから新規認定に係る補正をそれぞれお願いしたところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、款9の消防費、項1の消防費、目4の災害対策費、節19の負担金、補助及び交付金50万円でございますが、自主防災組織に係ります資機材の購入費補助金に不足する額と、そのほか合わせまして、前もって地域防災組織から現在相談を受けております予定を含めて増額をこのたびお願いしたところでございます。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費でございますが、節2の給料、節4の共済費につきましては、同じく給与改定及び人事異動によるものでございまして、合わせまして88万8,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、同じく款10教育費、項2の小学校費、目3の学校建設費、節13の委託料に79万2,000

円をお願いしておりますが、これにつきましては、合原小学校の28年度からの複式学級解消に対応すべく、校舎増築工事の設計業務といたしまして、不足いたします額79万2,000円の追加をこのたびお願いしたところでございます。

次に、同じく款10の教育費、項4の幼稚園費、目1の幼稚園費、節2の給料、節3の職員手当等、節4の共済費につきましては、先ほど来同様の給与改定に係る補正でございます。合わせまして724万3,000円をお願いするところでございます。

次に16ページに入りますが、同じく款10の教育費、項5の社会教育費、目4の文化財保護費、節19の負担金、補助及び交付金に224万2,000円の増額補正をお願いしておるわけですが、文化財保存修理事業補助金でございます。こちらにつきましては、垂井曳軸3両のうちの西町の攀鱗閣を格納しております軸蔵につきまして、外壁及び屋根瓦の劣化が進み、雨漏り等が生じるおそれがあることから、南面の外壁トタンの撤去、それから大扉のトタンの張りかえ、大屋根の部分補修等、早急に実施しなければならないということから、総事業費約299万円ほどでございますが、それら県の補助金も含めまして4分の3を助成するものでございます。負担割合につきましては、垂井町が4分の1、県が2分の1、地元が4分の1ということでございまして、224万2,000円の補正をするものでございます。なお、財源内訳にございまして、県支出金、2分の1の負担分でございますが、149万4,000円を予定した次第でございます。

続きまして、目6の文化会館費、節15の工事請負費でございますが、去る10月下旬ごろになりますけれども、文化会館楽屋4の部屋でございます。楽屋の一番南側の部屋でございますが、空調機がこのたび故障いたしましたので、早々業者に修繕依頼をいたしましたところ、いかんせん古い機器のため部品がないということから、不足いたします額42万5,000円を新たに設置いたします費用の追加をお願いしたところでございます。幸いこれまで比較的暖かい日が続いておりましたが、寒い時期の到来に備える必要がございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、目10のタルイピアセンター費につきましては、節2の給料、節3の職員手当等、節4の共済費につきましては、給与改定、あるいは扶養手当等の新規認定に係ります増額の補正、合計で44万円をお願いするものでございます。

次に、同じく款10の教育費、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費、節22の補償、補填及び賠償金でございますが、去る5月の不破郡スポーツ推進委員研修会の折に、ソフトバレーボール中に発生いたしましたアキレス腱断裂事故について、女性の方でございますが、けがをされました参加者に対しまして、支払いに不足する額7万3,000円をお願いするものでございます。なお、財源内訳にございまして、その他といたしまして、同額の保険給付金を受け入れる予定でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、目3給食センター費でございますが、節11需用費につきましては、燃料費で47万5,000円の増額の補正をお願いするところでございます。こちらの理由につきましては、A重油、それから軽油、LPガス等々の単価が上昇しておりますので、不足する額をこのたびお願いした次第でございます。

最後になります。款11の災害復旧費、項2の公共土木施設災害復旧費、目1の公共土木施設災害復旧費、節15の工事請負費に1,195万7,000円をお願いいたしております。去る本年8月9日から10日にかけて発生いたしました台風11号豪雨によります岩手菩提地内の普通河川、久保川2カ所と此ヶ谷川にかかります河川災害復旧工事、合計3カ所の工事費の追加をお願いするものでございます。既に、国の災害査定は済んでおりまして、特定財源欄にございますとおり、査定額の国費3分の2になりますけれども、697万3,000円を受け入れる予定で見込ませていただきました。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入の説明に入らせていただきます。

6ページをごらんになっていただきたいと思います。

款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。節1児童福祉費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては、保育所運営費負担金、私立ということでございますが、先ほど歳出の中でも御説明いたしました、ハチスチルドレンズセンターの入所児童数の増加に伴うものでございます。こちらにつきましては、国庫負担金の対象となる事業費から保育料等の徴収金を控除いたしました額の2分の1というふうに規定されておりまして、今回は720万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、節9の障害者介護給付費等負担金でございます。補装具費に対します国の負担分2分の1分でございますが、102万2,000円でございます。合わせまして823万円の追加をお願いしたところでございます。

次に、同じく款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目10の災害復旧費国庫負担金、節1の公共土木施設災害復旧国庫負担金でございます。災害に係ります国負担分の697万3,000円の追加を見込んだところでございます。

次に、同じく款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費国庫補助金の994万7,000円でございます。こちらにつきましては、歳出でも御説明いたしました中間サーバー負担に係ります国の補助金98万1,000円と、税番号制度システムに係ります一般財源からの特財への組み替え896万6,000円を合わせまして994万7,000円を見込んだところでございます。

次に、款14県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金につきましては、保育所の運営費負担金、私立分でございますが、先ほども国庫支出金のところで御説明いたしました、県の負担金といたしまして4分の1の分でございます。360万4,000円の増額の補正をお願いしておりますところでございます。次に、節13の障害者自立支援給付費負担金でございます。補装具費で総事業費の4分の1になりますが、51万1,000円の増額、合わせまして411万5,000円の増額補正をお願いいたしたところでございます。

続きまして、7ページに入りますが、同じく款14県支出金、項2の県補助金、目5の農林水産業費県補助金でございますが、節1農業費県補助金では、清流の国ぎふ森林・環境基金事業

補助金でございますが、ニホンジカの捕獲推進事業として72万6,000円を、そしてまた農地台帳システム整備事業補助金として149万円について県の補助金100%を受け入れるものでございます。合わせまして221万6,000円の増額に相なったところでございます。

次に、同じく款14の県支出金、項2の県補助金、目9の教育費県補助金でございます。節1教育費県補助金といたしまして149万4,000円でございますが、文化財保存事業補助金、垂井曳軸の西町攀鱗閣軸蔵の修繕に県補助金を受け入れるものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1の繰越金でございますが、2,501万7,000円の前年度繰越金をもって収支の均衡を図ったところでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目6雑入でございます。節3の委託金125万8,000円の減額につきましては、土地改良区総代選挙の無投票確定に伴いまして減額の措置をさせていただきました。また、節7の給付金の7万3,000円の増額措置につきましては、先ほど申しましたとおり、スポーツ行事参加者の障害給付金について補正をこのたびお願いしたところでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、17ページと18ページにつきましては、今回の補正に係ります給与費の明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、私のほうからは、平成26年度垂井町一般会計補正予算（第5号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、議第72号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,694万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,694万7,000円とするものでございます。

それでは、6ページの歳出から説明させていただきます。

款3項1が後期高齢者支援金等、目1が後期高齢者支援金、節19が負担金、補助及び交付金の14万3,000円でございます。これは、75歳以上の後期高齢者の医療費の財源として医療保険者が拠出する支援金で、社会保険診療報酬支払基金を通じて後期高齢者医療広域連合に交付されるものでございます。社会保険診療報酬支払基金からの額の決定を受けまして、これにより、当初予算額に対し不足する分の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款4項1が前期高齢者納付金等、目1が前期高齢者納付金、節19が負担金、補助及び交付金の2万2,000円でございます。これは、65歳から74歳までの前期高齢者への財政調整制度における納付金でございます。前期高齢者の少ない医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付し、前期高齢者交付金として各市町村国民健康保険へ分配して交付されるものでございます。これにおきましても、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定を受けまして、これにより、当初予算額に対し不足分の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款11諸支出金、項1目1が償還金及び還付加算金、節23が償還金、利子及び割引料の2,678万2,000円でございます。これは、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金、また平成25年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の国庫負担金及び県負担金の精算に伴います超過交付額を返還するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページでございます。

款10項1目1節1が繰越金の2,694万7,000円でございます。これにつきましては、前年度の繰越金を財源として収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします議第73号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、職員の給与改定に伴います給料等の増額補正と委託料の不足に伴う増額補正、また工事請負費の減額補正をお願いするものでございます。

表紙でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ67万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,267万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節2の給料で32万4,000円、節3の職員手当等で26万9,000円、節4の共済費で8万円の増額を計上させていただきました。また、節13委託料の下水管渠設計委託料で2,541万7,000円の増額補正をお願いするもので、日守地内の下水道管渠の詳細設計を実施するものでございます。このことにつきましては、近く垂井日守地区での下水道の整備を進めるのに伴い、出屋敷踏切付近における推進による下水道整備の位置を確定させるため、J R 東海コンサルタントと垂井第2幹線の整備に係る鉄道横断位置選定業務を契約し、あわせてJ R 東海と協議を進めておるところでございます。しかしながら、J R 東海と協議を進める中で、J R の軌道下での埋設の深さを確定させる必要があり、また立て坑を施工する付近の南北での地質調査が必要になってまいりましたので、日守地内の下水道管渠の詳細設計とボーリング調査を実施いたしたく、委託料の増額をお願いするものでございます。次に、節15工事請負費では、下水道整備工事の入札差金によりまして2,541万7,000円を減額させていただくものでございます。

なお、今年度、国庫補助対象事業費として4億円、その2分の1、2億円の国庫補助の交付決定を受けており、交付決定を受けた国庫補助金につきましては全額受け入れていきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして歳入ですが、5ページでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金ですが、既決額2,000万円に67万3,000円を増額補正いたしまして2,067万3,000円とするもので、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されております議第74号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,056万6,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。

まずは6ページの歳出をごらん願います。

款1認定審査費、項1認定審査費、目1認定審査費でございますが、担当職員の給与改定に伴いまして、不足いたします節2の給料5万5,000円と、節3の職員手当等3,000円と、節4の共済費8,000円の合計6万6,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出は以上でございますが、続きまして5ページの歳入をごらん願います。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の6万6,000円でございますが、前年度の繰越金を財源といたしまして収支の均衡を図った次第でございます。

なお、予算書の7ページには職員の給与費明細書が添付してございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上、議第74号についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第60号から議第62号まで、議第66号から議第74号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

〔「休憩動議」と呼ぶ者あり〕

しばらく休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

---

日程第4 議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

○議長（栗田利朗君） 日程第4、議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、ただいま上程されました議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

なお、議案書を見ていただきますとおり、今回の改正条例につきましては、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式をとらせていただいております。俗にロケット方式と言われておる方式でございますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案並びに配付されております改正条例の新旧対照表をごらんになっていただきたいと存じますが、今回の条例改正につきましては、先ほど町長から提案説明がございましたとおり、本年8月7日付の人事院勧告に伴う国の対応について、一般職の給与改定に準じ、議員各位の期末手当の支給割合の引き上げをさせていただくものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、期末手当の支給月数につきまして、年間、現行の3.95月分を4.1月分といたしまして、0.15月引き上げをさせていただくものでございます。

それでは、条文の中身に移らせていただきますが、まず議案書の第1条による改正でございます。

第5条の第2項中でございますが、この部分につきましては期末手当の支給について規定を



しておるところでございます、「100分の205」を「100分の220」に改めるものでございます。既に6月期は支給を終えておりますので、平成26年度分の期末手当につきまして、12月支給分で年額を一括して0.15月分を引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

こちらにつきましては、期末手当の支給割合を年間で現行と比較いたしまして、第1条で年額0.15月引き上げるわけでございますが、6月支給分の「100分の190」を「100分の197.5」に、そしてまた、12月支給分につきましては、第1条で改正いたしました「100分の220」を「100分の212.5」に改めるところでございます。いわゆる第1条で引き上げました12月支給分の年額0.15月分を、来年度に当たりましては、6月分をその半分、いわゆる0.07月分引き上げをさせていただきまして、来年の12月支給分からは、逆に同じ月分を引き下げる内容のものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、来年の4月1日から施行いたすものでございます。また、第2項につきましては、第1条の規定による改正後の垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定につきましては、本年の12月1日から適用させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 今回、63号で垂井町議会議員の報酬、費用弁償等の一部改正があるわけでございますが、提案説明で人事院勧告ということで今回提案されておるんですが、垂井町にも特別職報酬審議会等々ございますので、それらの意見等は何か聞かれたか、その辺お尋ねしたいと思います。63号と64号等々もございますので、この2件についてお尋ねします。

○議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問にお答えさせていただきますが、もとより特別職報酬等審議会につきましては、報酬の額を改定する場合にのみ開催するものでございまして、今回は率を改めるものでございますので、特別職報酬等審議会等の意見は要らないとするものでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（栗田利朗君） 日程第5、議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

これも同じく人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

これも先ほどと同様、ロケット方式の条例改正をお願いしておりますので御理解賜りたいと思います。

それでは、議案並びに新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、先ほどの議第63号と同じく、本年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じまして期末手当の支給割合の引き上げを行うものでございます。

具体的な内容につきましては、期末手当の年額の支給月数につきまして、これもまた議員各位と同様に、年間3.95月分を0.15月分引き上げさせていただきます。年間4.1月分に改める

ものでございます。

それでは条文に入りますが、まず第1条によります改正でございます。

垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第5条第2項につきましては、御存じのように期末手当の支給について規定したものでございまして、その支給割合につきまして「100分の205」を「100分の220」に改めるものでございます。こちらにつきましても、既に6月は支給を終えておりますので、平成26年度分の期末手当について、12月支給分にまとめて年額0.15月分引き上げる改定でございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、これも議第63号と同様、期末手当の支給割合を年間で現行と比較いたしまして、第1条で年額0.15月引き上げるわけでございますが、6月支給分の割合「100分の190」を「100分の197.5」に、また12月支給分につきましては、第1条で改正する「100分の220」を「100分の212.5」に改めるところでございます。第1条で引き上げる12月支給分の年額0.15月分を、来年度は6月分はその半分の0.075月引き上げ、12月はまたその反対に同じ月数分を引き下げるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行をいたします。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、第2項につきましては、第1条の規定による改正後の垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定につきましては、本年の12月1日から適用させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（栗田利朗君） 日程第6、議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

これも同じく、やはり人事院勧告に伴う国の対応に準じ、俸給表、勤勉手当等の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

この改正条例につきましても、2条に分けてのロケット方式を採用させていただいておりますので、冒頭、御理解賜りたいと思います。

それでは、議案並びに新旧対照表も一緒にごらんになっていただきたいと思います。まず初めに、去る8月の人事院勧告のポイントでございますが、大きくは月例給の改定、それから期末・勤勉手当とも7年ぶりの引き上げが行われたことでございます。内容は、1つに民間給与との格差を埋めるためのものがございますし、また世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給法の水準が引き上げられたことでございます。それから、さきの2議案にございました議員、あるいは特別職同様、期末・勤勉手当の引き上げ、0.15月分が行われたことでございます。具体的な内容につきましては、現行の0.675月分を0.15月分引き上げ、0.825月に改正をいたして年間4.1月分に改めるものがございます。これは、先ほど来と同様でございます。

それでは条文に入りますが、まず第1条による改正でございます。

垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正をするものがございます。

第9条の2につきましては、初任給の調整手当の規定でございます。

医療職人材の確保のための手当でございます。医療職俸給法の改定状況に応じた改定がこのたびなされ、第1号では医師及び歯科医師に対する月額改定を、また第2号では医学・歯学の専門的知識を必要とする職員に対する月額改定でございます。

次に、第11条の3の関係でございます。通勤手当の規定でございますが、民間の支給状況等を踏まえまして、使用距離の区分に応じまして、100円から7,100円までの幅で今回引き上げが

行われたところでございます。新旧対照表の中の4ページから5ページにまたがっておりますので、またお目通しをいただきたいと思いますが、その額については、イからスにございますように改めをさせていただくものでございます。

次に、議案書の一番下の関係でございます。

第20条の第2項の関係につきましてでございますが、勤勉手当の規定でございます。期末手当の支給に合わせまして支給いたします手当の総額を算出するための率をこのたび改めるものでございます。

それから、2ページに移りますが、3行目の附則の第25項中の関係でございます。

いわゆる6級以上の55歳以上の職員につきまして、現行1.5%減額をされるわけでございますが、当然手取り額は減額されるわけでございます。したがって、所属する級に例えて申すならば、その級の最低の額よりも下回ってしまうケースがございますので、そのようにならぬよう率の調整をここでお願いをするものでございます。

次に、別表第1、第3条関係につきましては、行政職給料表を議案の2ページから5ページにございますように改めをさせていただくものでございます。

次に、議案の5ページの第2条関係の改正でございますが、こちらにつきましては、第20条関係、いわゆる勤勉手当の規定中のことでございますが、第2項では、勤勉手当で支給できます総額を計算するための率の改定でございますが、第1号では「100分の82.5」から「100分の75」に、第2号では、再任用職員の場合、現在ございませんが、「100分の37.5」から「100分の35」に改めをさせていただくものでございます。そしてまた、第1条の改正の関係で、26年の12月給で増額いたします率を、さきの2議案同様に6月期と12月期に来年度にわたりましては割り振るものでございます。

それから、第20条の3の関係につきましては、特定職員の適用除外規定でございます。よろしくお願いいたします。

それから、附則の25条中の関係でございますが、先ほど申しました勤勉の率を6月と12月期に割り振ることによりまして、それぞれ整合性を図るための率の改定をお願いするものでございます。

議案の6ページになりますが、附則といたしまして、第1項では施行期日の規定でございます。この条例は公布の日から施行いたしまして、第2条の規定につきましては、平成27年4月1日から施行をお願いするものでございます。

第2項の関係につきましては、初任給調整手当、あるいは通勤手当及び行政職給料表の改正につきましては平成26年4月1日から、そしてまた勤勉手当等に係ります改正に当たりましては、本年の12月1日から適用する旨の規定でございます。

第3項関係につきましては、適用日前に職務の級を異にする職員が、その後に異動した場合に比べて不均衡が生じた場合における調整についての規定をここでうたっております。

第4項につきましては、26年4月から支払われる給料につきましては、改正条例によります

内払いとみなす旨の規定でございます。

最後になりましたが、第5項につきましては、規則への委任規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 行政職給料表を見ていますと、号給、それからその右側に1級から7級まで書いてあります。例えば、主任クラスが何人おって、また係長クラスが何人やと、それから課長補佐級が何人で、課長級が何人で、その中で、例えば主任級の人なら号給は何番の何号で、1級から何級までの人が入るんだと、そういう数字をちょっと書いていただかないと、我々は数字を見ておるだけで全然わからないんですよね。もうちょっと細かく書いていただいたほうが私はもっとわかりやすいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議員の方も、この新旧対照表を見ても数字の羅列だけで、どういうことなんでしょう。誰がどれだけ上がったということが全然わからないと思うんですね。だから、もう少し細かく書いていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 吉野議員の質問にお答えをさせていただきます。

給料表の関係のそれぞれの人数等々についてのお尋ねかと思いますが、人数等々の公表につきましては、町報でも公開をいたしております。

改めて、ここで4月1日現在の資料から申し上げたいと思いますが、1級の関係につきましては、主事級の職務の関係の職員が所属しておる級でございますが44人、また2級につきましては主任クラスでございますが42名、3級につきましては主査の関係でございますが、係長並びに主任主査等でございますが54名、4級につきましては保育園長並びに課長補佐級等々でございますが34名、5級につきましては主幹並びに室長、あるいは事務局長クラスでございますが9名、それから6級関係につきましては課長級でございますが13名、7級につきましては教育次長、あるいは課長等でございますが10名といった内容になっております。そういったことで御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○7番（吉野 誠君） 縦の号給はどういう意味なんや、さっぱりわからん。

○総務課長（早野博文君） 縦の号給につきましては、いわゆる学歴、あるいは免許等、そういったことで初任給の号給の位置を決定いたしておくものでございまして、そういった大学の専攻、あるいは博士課程を修了した者、短大、高校卒業者等々によって、その号給については決

定をいたしてくるといった意味合いでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（栗田利朗君） 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 今、号給は少し言われましたけど、もう少し具体的に、今垂井町ではどこら辺までの人が号給でおるのかということが全然わかりませんので、資格を1つ取ることにおいて1給上がるのか、3給か4給上がるのかということもわかりませんので、そこら辺も詳しくもう少しお知らせいただきたいと思います。例えば、ここで、大学の博士課程を取っておる人が何給ぐらいになるのかなというめども、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 吉野議員の再質問についてお答えしたいと思いますが、号給の関係のお尋ねでございますが、人事院規則の別表で初任給基準表といった基準がございます。したがって、例えば高卒ですと1級の5号俸からスタートするといった基準等、それぞれにスタートする基準が定められておまして、同じ学歴やでばらばらということじゃなしに、そういった一定の基準のもとにスタートのラインが決定されておるといったことで御理解賜りたいと思います。

それから、それぞれの級と号の人数等々についてのお尋ねでございますが、これは非常に細かい資料そのままのを持ってこないとお答えすることが不可能でございますので、そういったことで御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時17分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 広 瀬 文 典

会議録署名議員 丹 羽 豊 次